



独立行政法人 工業所有権情報・研修館

National Center for Industrial Property Information and Training

チャレンジからはじまる新たなものづくり ～共創の知財戦略と万博への対応～

(独) 工業所有権情報・研修館

近畿統括本部 **INPIT-KANSAI**

事業推進部 知財戦略エキスパート

鶴 善一

CONTENTS

1. リボンチャレンジ
～共創に向けて～
 - (1) 共同発明について
 - (2) 企業連携について
 - (3) 展示会での留意点
2. 特許調査の活用
事前調査と侵害予防
3. 営業秘密
ノウハウ管理
4. 知財力を活かして未来に繋ぐ
5. まとめ

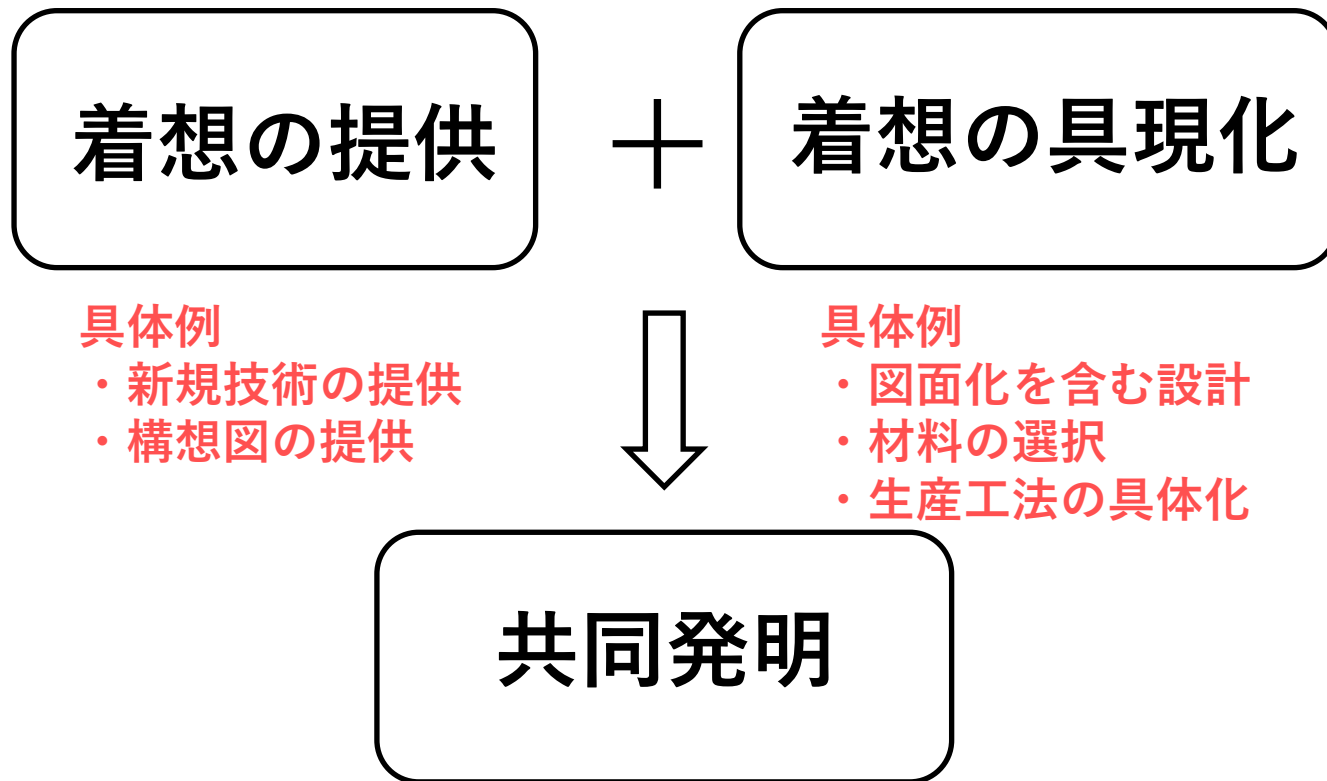
1. リボーンチャレンジ ～共創に向けて～

(1) 共同発明について

(2) 企業連携について

(3) 展示会での留意点

両者には、一体的・連続的な協力関係が必要

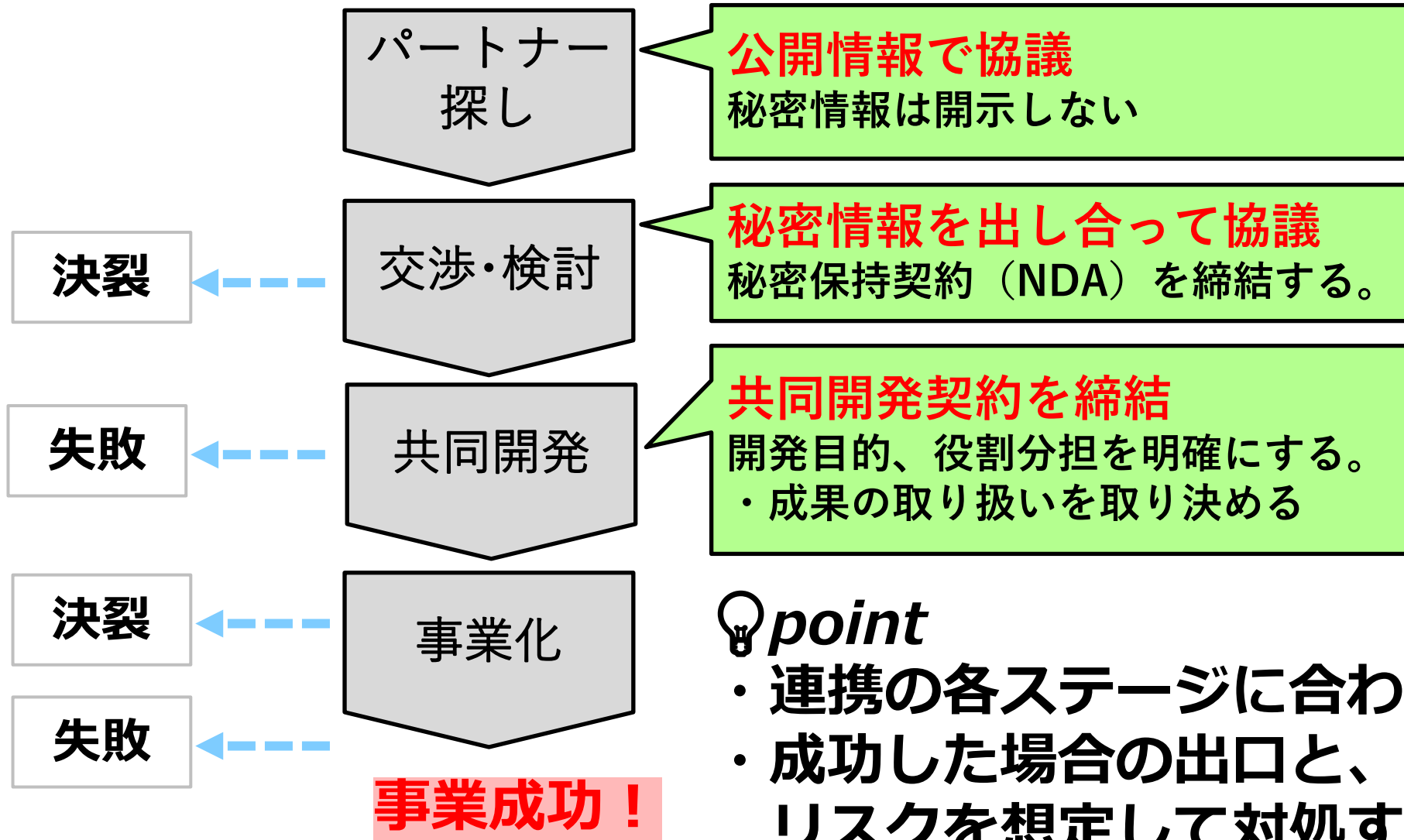


発明が共同でなされたときは、共同者全員が発明者
特許を受ける権利は、共同発明者の共有
そのうちの一部の者のみが出願して特許を受けることはできない

協同発明者とはみなさない例

1. 部下の研究者に対して一般的管理をした者、たとえば、具体的着想を示さず単に通常のテーマを与えた者又は発明の過程において単に一般的な助言・指導を与えた者（単なる管理者）
2. 研究者の指示に従い、単にデータをまとめた者又は実験を行った者（単なる補助者）
3. 発明者に資金を提供したり、設備利用の便宜を与えることにより、発明の完成を援助した者又は委託した者（単なる後援者・委託者）

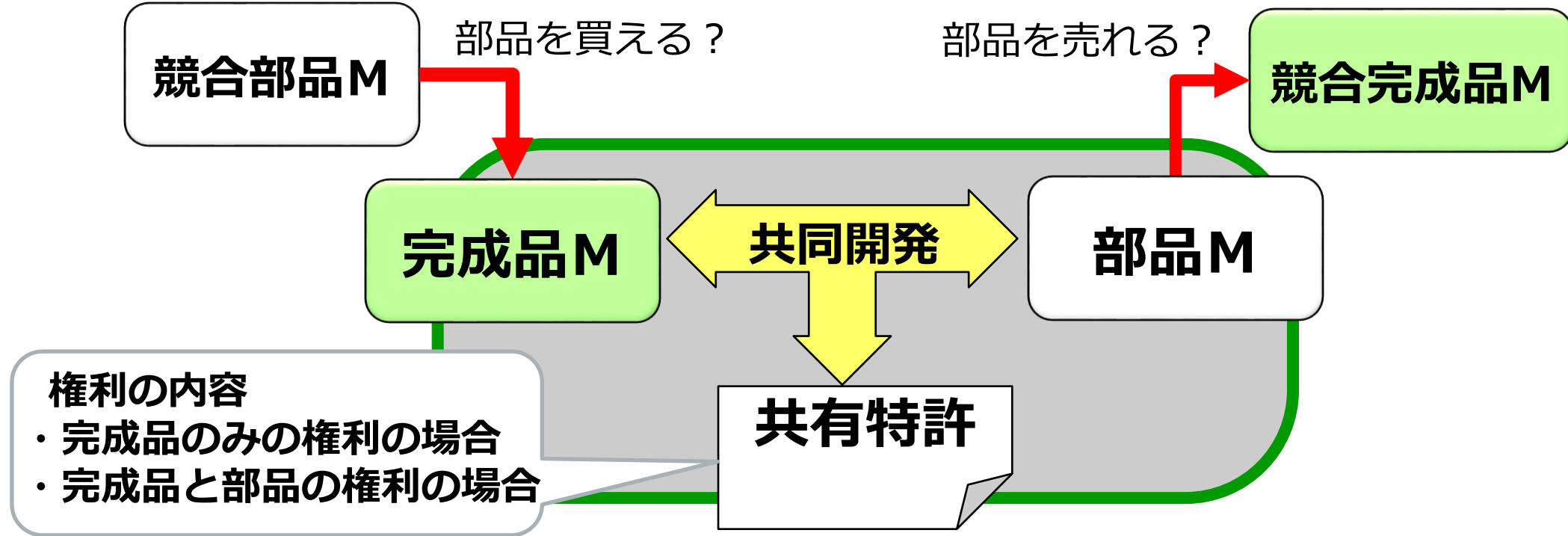
※ 参照 特許法概説



💡 point

- ・ 連携の各ステージに合わせて情報を管理
- ・ 成功した場合の出口と、失敗した場合のリスクを想定して対処する。

共同開発の事例



共有特許の留意点（特許法 第73条）

1. 共有特許の権利者の**実施は原則自由**
2. 持分譲渡、実施許諾には、**共有者の同意が必要**

共同開発の
成果、権利の帰属・取扱いは、
ビジネスに大きな影響を及ぼす。

● 成果の取扱い（特許などの帰属）

契約で取決める

5つのパターン

- ① 特許法準拠 発明した者に帰属（発明者の所属組織）
- ② 発明毎に都度協議 発明に対する貢献度を考慮
- ③ 一律共有
実施条件について要検討
例) 第三者へのライセンス条件 → 許諾の要否
- ④ 技術で分ける
例) 材料メーカーと電機メーカーとのデバイス共同開発
帰属: 材料の発明 → 材料メーカー
デバイスの発明 → 電機メーカー
- ⑤ どちらか一社に帰属 相手企業には実施権付与

1. リボーンチャレンジ ～共創に向けて～

(1) 共同発明について

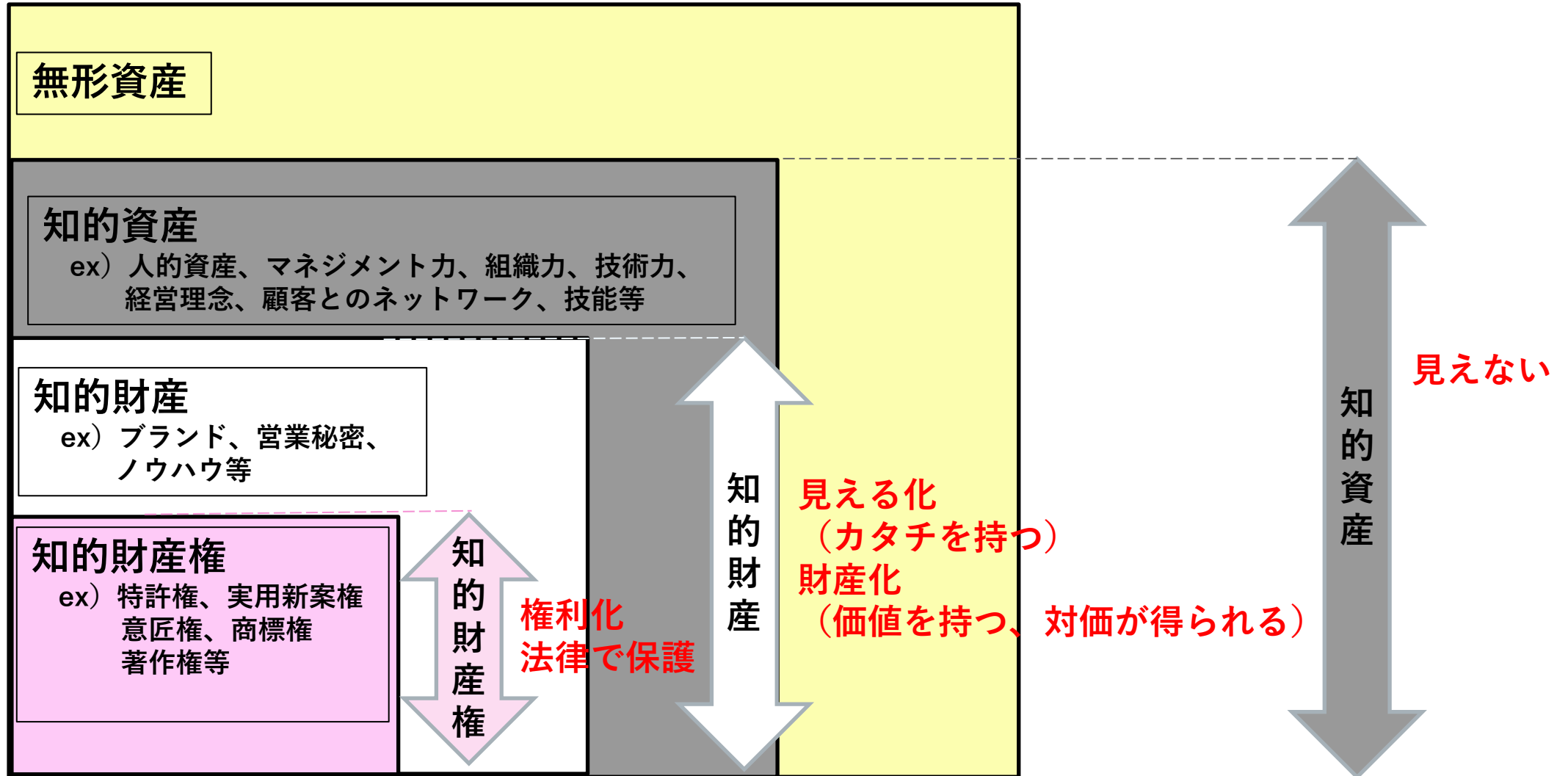
(2) 企業連携について

(3) 展示会での留意点

共創に向けて

- **提携** 技術提携、業務提携（製造、販売など）が重要
- **中小企業あるある（準備不足での協業）**
 - ・ 自社のビジネスプランが固まり切っていない。
⇒ 契約条件が詰め切れない。
 - ・ 協業の交渉を始めてから、特許権取得、秘密情報管理に目覚める。
⇒ 間に合わない。

★ **早めの取組みが重要** ★



出典：経済産業省HPを一部改変
https://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/teigi.html

特許権（発明）

例：加工技術、保存技術等

意匠権（デザイン）

例：包装、瓶の形状等

商標権（ブランド）

例：商品のネーミング
「〇〇ジュース」
会社名

営業秘密（ノウハウ）

例：レシピ、製造方法、顧客情報

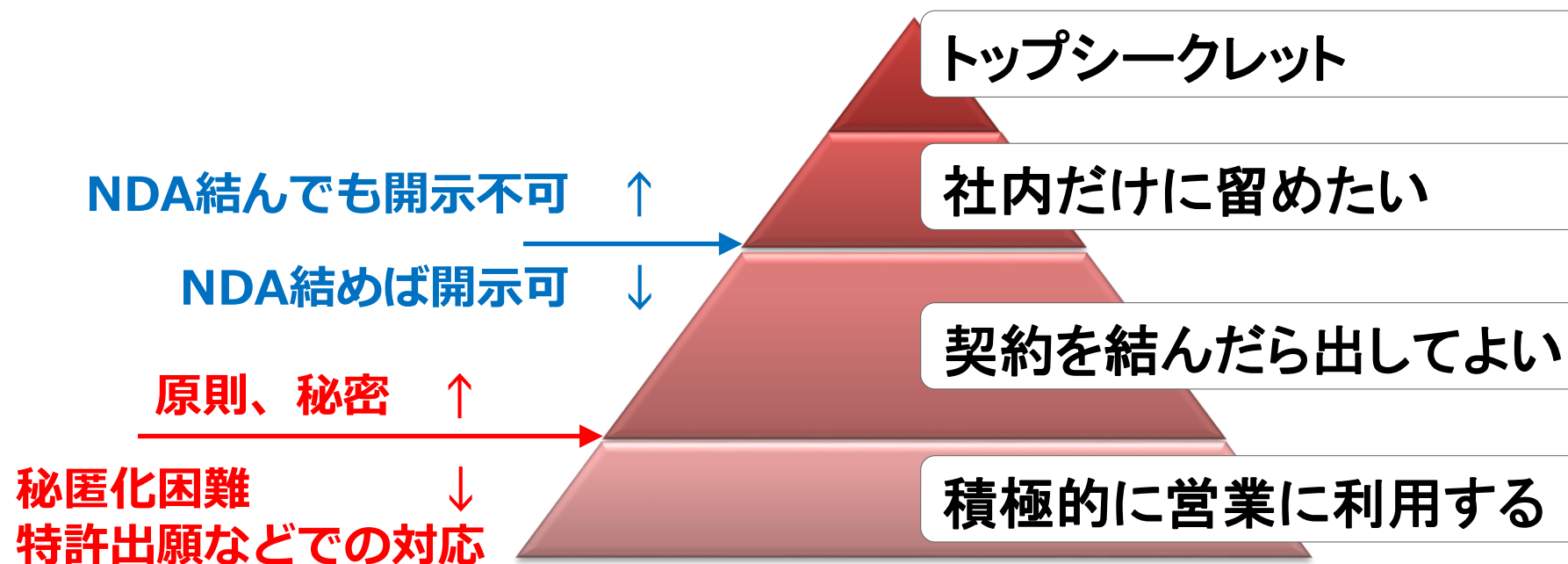
権利は
各国ごとに取得

瓶入り〇〇ジュース

出願は早い者
勝ち

自社情報の仕分けが重要

- 日頃からの情報の仕分 / 選別 / 階層化管理
- 管理と運用の規程作り、従業員への秘密保持の徹底

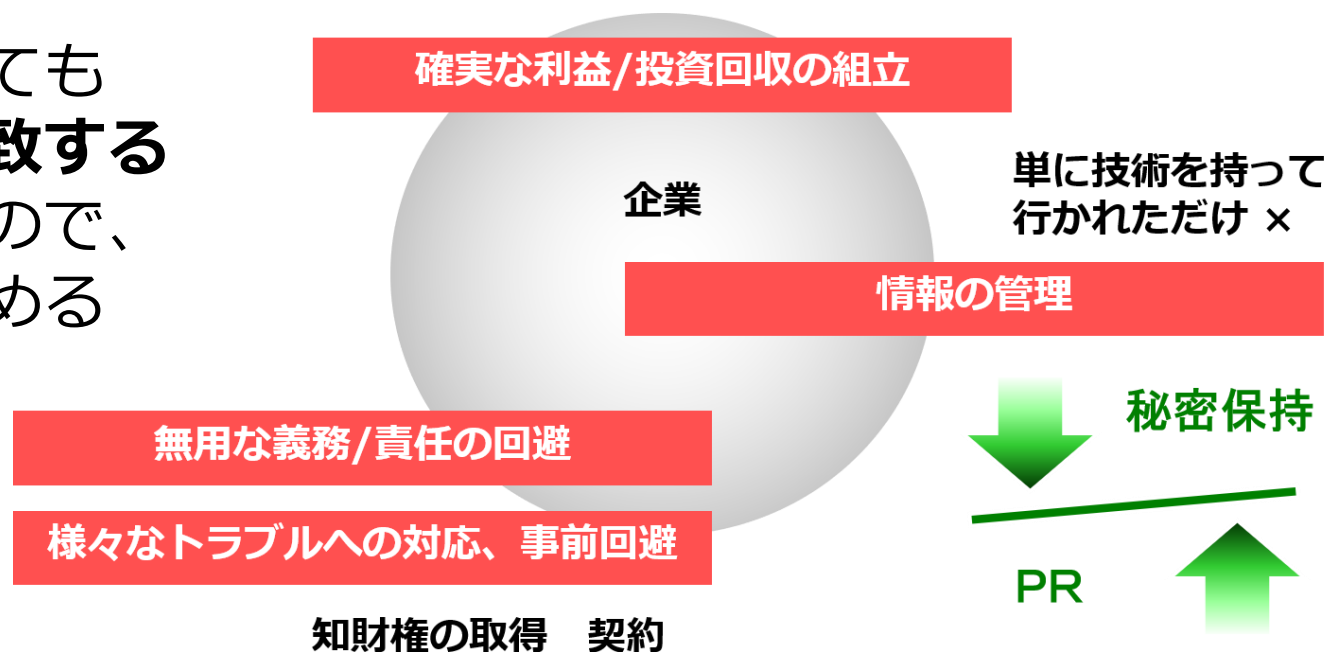


◆ 契約書はビジネスの設計書

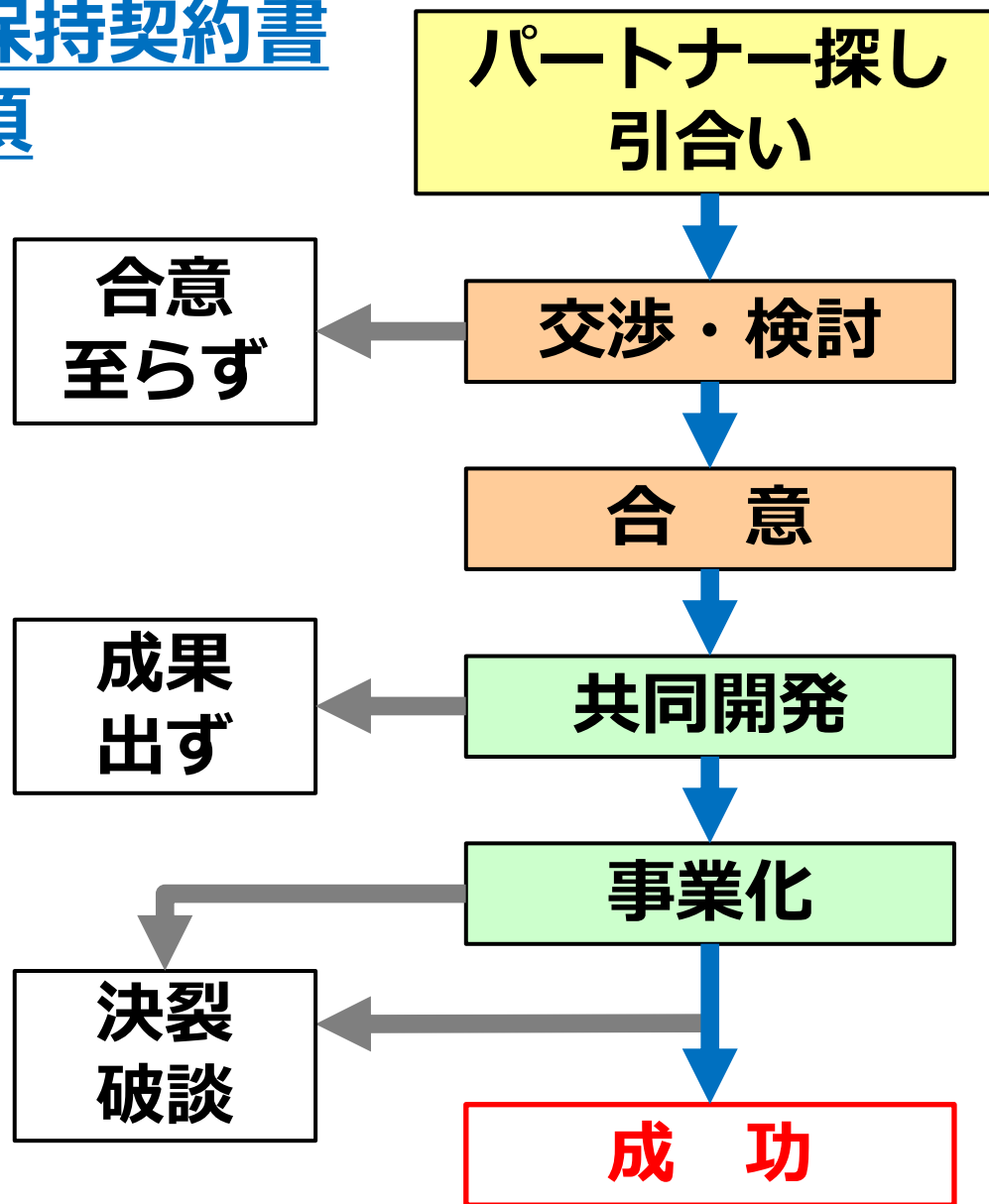
無用な義務、責任を負わず、トラブルを事前回避して
確実な利益と投資回収を組み立てる。

例) 原料・部品購入、加工・組立委託、販売・代理店、直販、EC、
サービス提供、ソフト・システム開発、運用、サポート・メンテナンス、
派遣・採用など

◆ 方向は一致しても 利害が全て一致する とは限らないので、 契約で取り決める



秘密保持契約書 ・条項



秘密保持契約なし
・公開情報での議論

秘密保持契約を締結
・詳細な議論

共同開発契約に引継

共同事業化契約、
業務委託契約などに
引継

秘密保持契約書・条項

◇ 秘密情報

秘密情報の特定

- ・ 書面、ファイルに「confidential」を付す。
- ・ 口頭情報は書面化し「confidential」を付す。
- ・ サンプル、試料も対象

◇ 秘密情報の取扱い

- ・ 第三者への開示・漏洩の禁止、管理責任
- ・ 目的外使用の禁止
- ・ リバースエンジニアリング、分析の禁止

◇ 残存条項

- ・ 契約終了後も秘密保持の効力を維持

◇ その他の留意事項

- ・ 両当事者が公平に秘密保持義務を負うことが一般的



共同開発契約書・条項

◇ 共同開発の目的

- ・ 共同研究開発の目的は、両当事者の秘密保持義務の内容および範囲を示すものとしても重要

◇ 共同開発の役割の定義

- ・ 役割分担は、双方の認識の齟齬を回避すべく、当事者間で認識のすり合わせをしておく必要がある

◇ 共同開発費用の負担

- ・ 共同開発の費用負担は各自がそれぞれの分担範囲で行うと規程することが一般的

◇ 知的財産権等の帰属および成果物の利用

- ・ 知的財産権（発明）をいずれかの当事者に単独帰属させるのか？
全て当事者間の共有とするのか？等

- ◇ ビジネスプラン細部の作り込み
- ◇ 成果を想定して、帰属、取り扱いを契約に反映
- ◇ Win-Win達成（最終目標）までにあり得るストーリーの認識と、対策
- ◇ 協業の各段階と必要な契約についての正しい認識
- ◇ 早めの知的財産保護
 - 特許・商標などの取得・出願、秘密情報管理など
- ◇ 最重要機密（NDAを結んでも開示しない情報など）の特定、対策
- ◇ 従業員教育

1. リボーンチャレンジ ～共創に向けて～

(1) 共同発明について

(2) 企業連携について

(3) 展示会での留意点

展示会におけるリスク

○ 進出の計画・意思

- ・ 商標の先取り/冒認
⇒ 出展前の出願

○ 商品説明、サンプル提供

- ・ 模倣/盗用
⇒ ノウハウ保護、後日コンタクト
- ・ 第三者権利対応
⇒ 事前の知財調査

○ 工場見学

- ・ 模倣/盗用 ⇒ NDAなど

 **第三者権利対応
先取/冒認、模倣/盗用**



経営者
営業マン

売り込み、セールストーク

来場者

展示会ブース

会社
パンフ
レット

製品
カタログ

試作品
サンプル



名刺

展示
パネル

評価
データ

- 動画での新商品の機能説明、製造工程や生産設備の説明
- 原材料/サンプル展示

情報流出リスク

製造ノウハウ

生産設備、計測技術

構造、材質、加工技術等

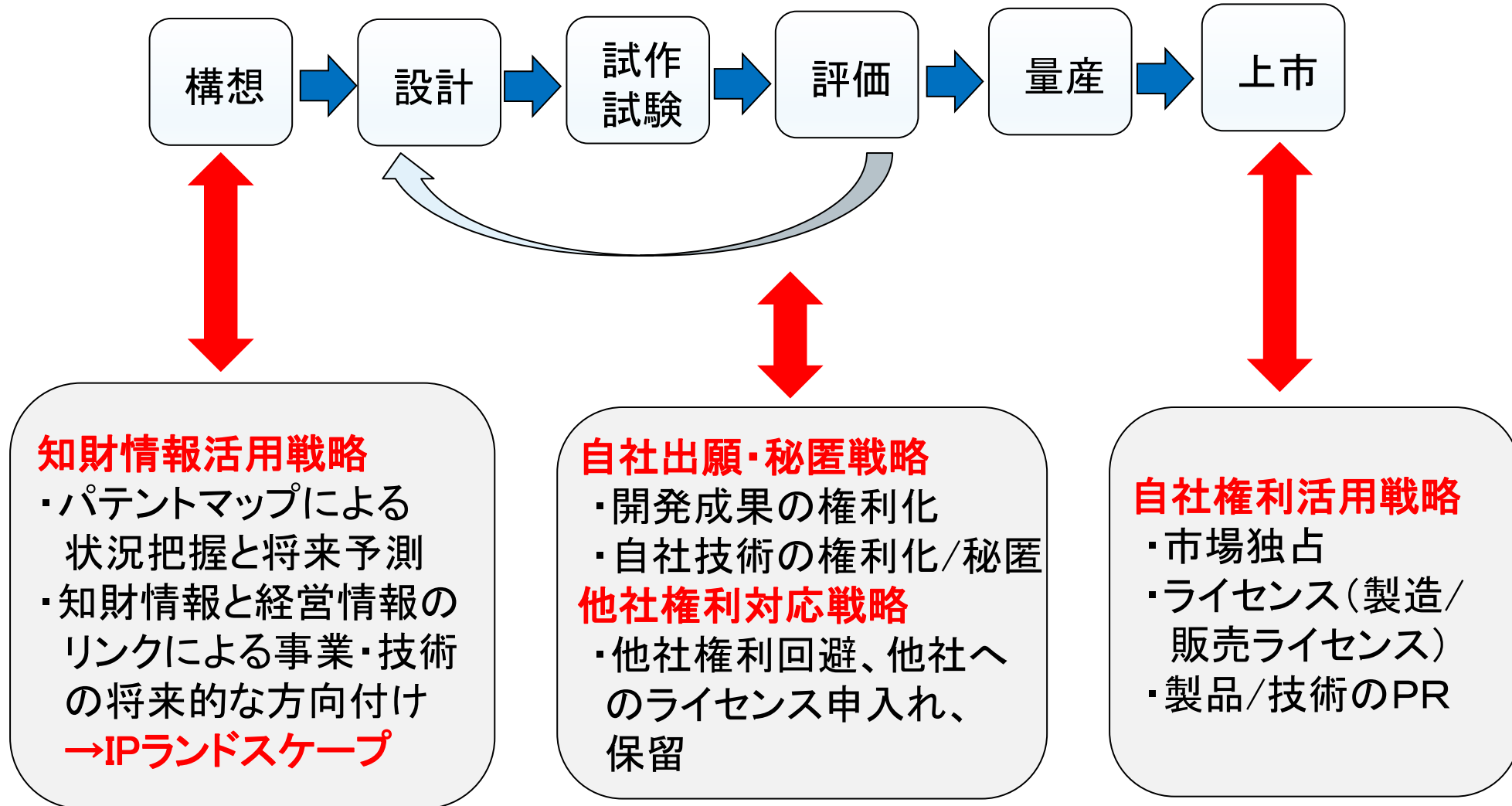
防ぐには...

事前に担当者間で情報流出リスクを認識し、開示してもよい情報内容を具体的に決めて、周知しておく。**必要以上に情報開示しない。**

- ① 特許や意匠については、展示することにより新規性が失われ、登録できない可能性がある。展示会の前に特許出願、意匠出願をしておくことが重要
- ② 商標については、模倣されたり、他社に出願される可能性があるため、展示会前に出願しておくことが重要
- ③ 技術的な内容や製造ノウハウ等、説明するときに必要以上に開示しないよう留意
- ④ 特に海外出展では、サンプル品管理が重要

2. 特許調査の活用

事前調査と侵害予防



特許公報等の知財情報を技術開発戦略や経営戦略等の策定に積極的に活用する

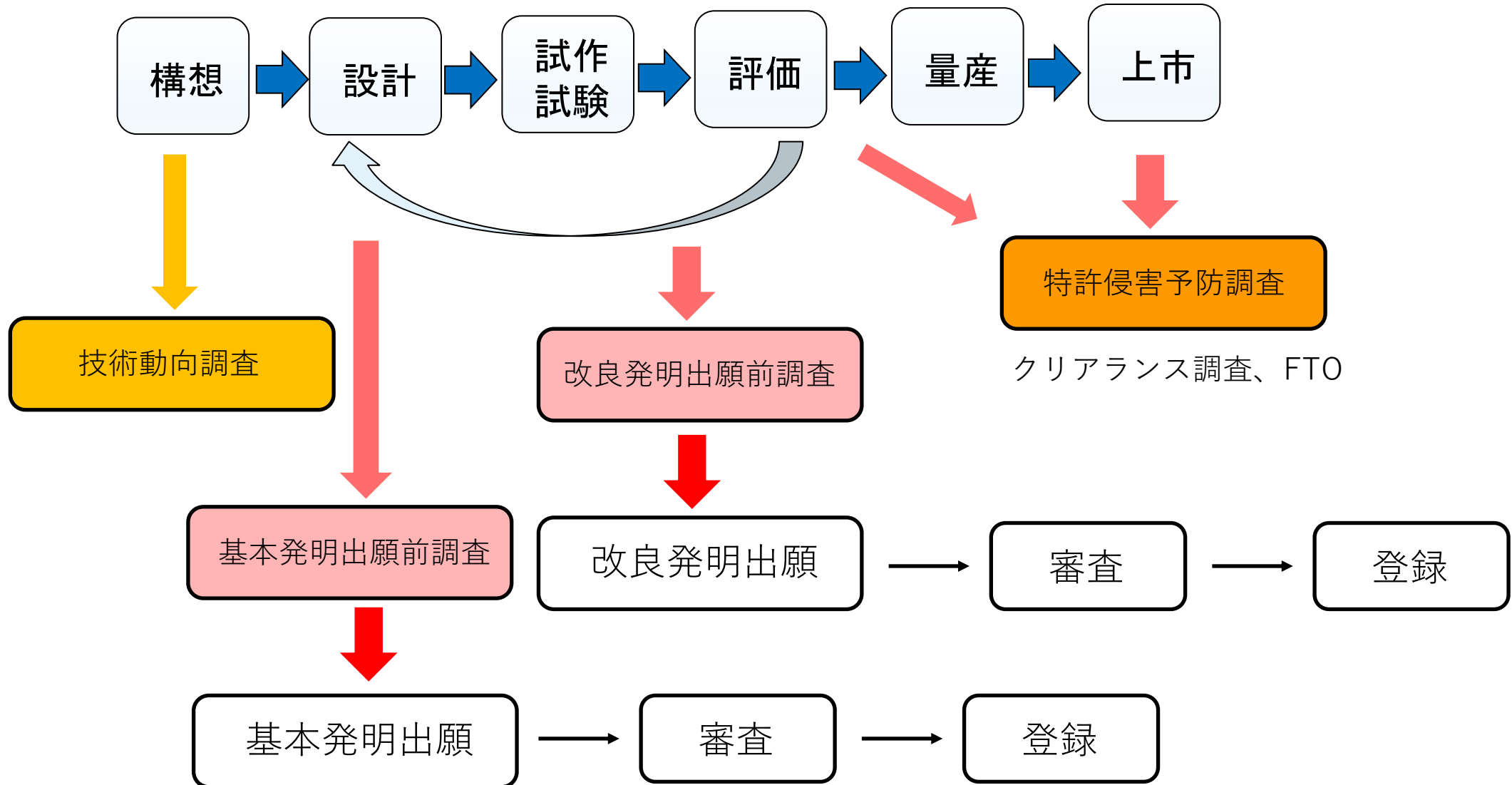
- ① 特許公報等による調査
主題調査、企業動向調査、出願経過調査
- ② 調査により収集した知財情報を分析し
マップ化することで、現状把握と将来
予測が可能。
 - ① 自社技術レベルの把握
 - ② 業界の技術動向
 - ③ 障害となる他社権利の有無
 - ④ 他社製品との差別化の方向性の予測
 - ⑤ 将来における技術発展の方向性の予測
 - ⑥ 他社との連携の可能性の予測
- ③ 現状把握と将来予測をもとに、経営、事業、
技術等の戦略を立案する。

J-PlatPatの活用

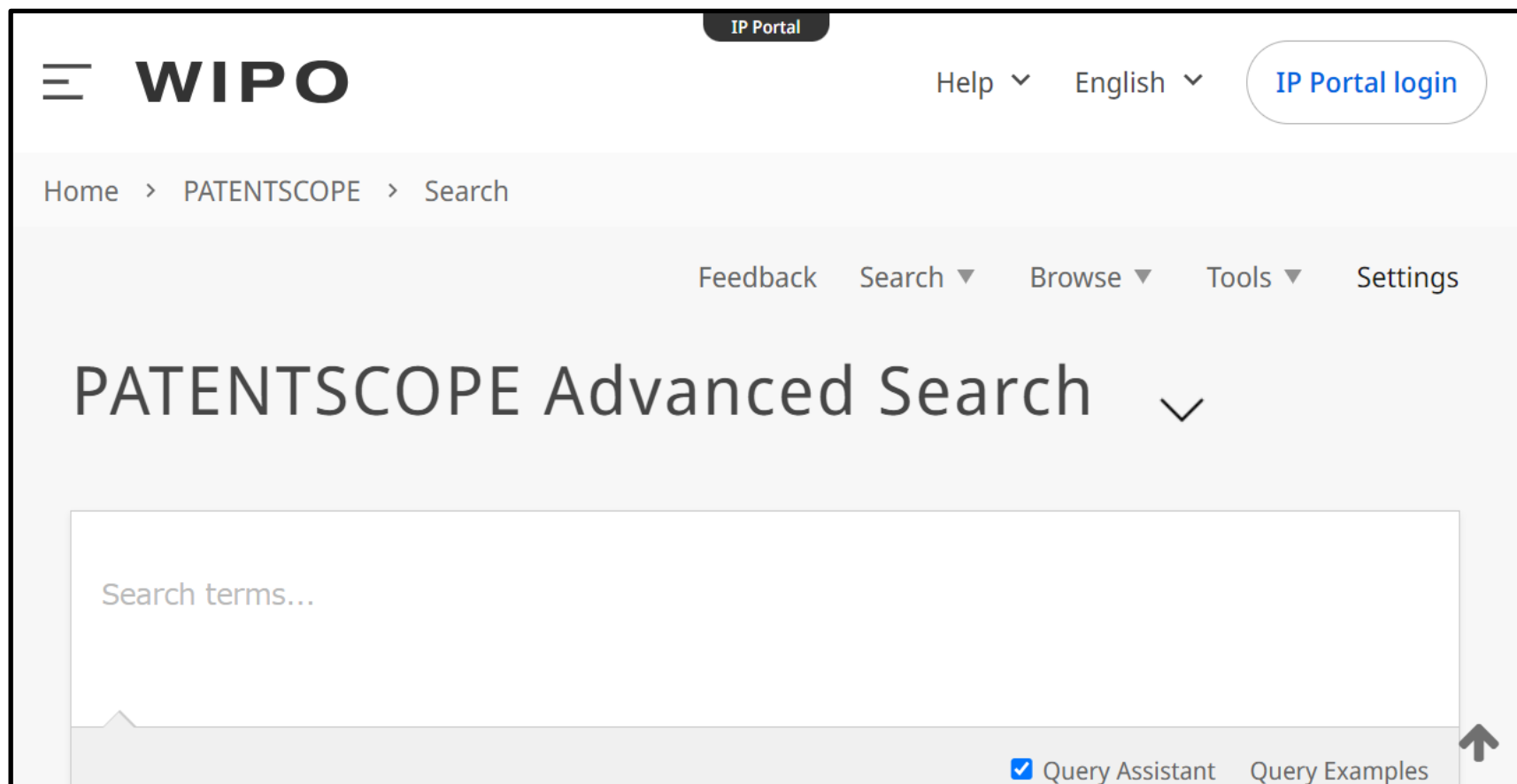


The screenshot shows the J-PlatPat search interface. At the top, there is a navigation bar with '特許・実用新案' (Patent/Utility Model), '意匠' (Design), '商標' (Trademark), and '審判' (Appeal). Below this is a search bar with the text '特許・実用新案検索' (Patent/Utility Model Search). The interface includes a '選択入力' (Select Input) and '論理式入力' (Logical Formula Input) section. Under 'テキスト検索対象' (Text Search Target), there are radio buttons for '和文' (Japanese) and '英文' (English). The '文献種別' (Document Type) section has checkboxes for '国内文献' (Domestic Literature), '外国文献' (Foreign Literature), '非特許文献' (Non-patent Literature), and 'J-GLOBAL'. The '検索キーワード' (Search Keyword) section has a dropdown for '検索項目' (Search Item) and a text input for 'キーワード' (Keyword). There are also buttons for '近傍検索' (Nearby Search) and 'AND' operators.

ものづくりプロセスの特許出願と調査



- WIPO（世界知的所有権機関）のPATENTSCOPEで各国の特許を調査することができる
- 詳細調査は、各国のサイトを調査することが重要



The screenshot shows the WIPO PATENTSCOPE Advanced Search interface. At the top, there is a navigation bar with the WIPO logo, a hamburger menu, and links for Help, English, and IP Portal login. Below the navigation bar, there is a breadcrumb trail: Home > PATENTSCOPE > Search. The main heading is "PATENTSCOPE Advanced Search" with a dropdown arrow. Below the heading is a large search input field with the placeholder text "Search terms...". At the bottom right of the search field, there are links for "Query Assistant" (with a checked checkbox) and "Query Examples", and an upward-pointing arrow icon.

2. 特許調査の活用

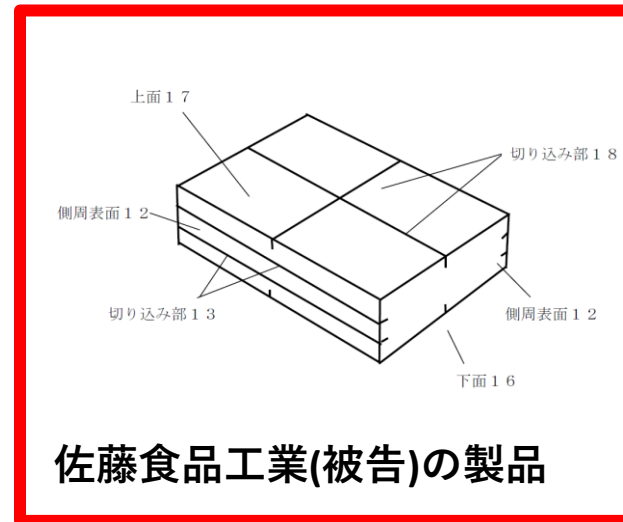
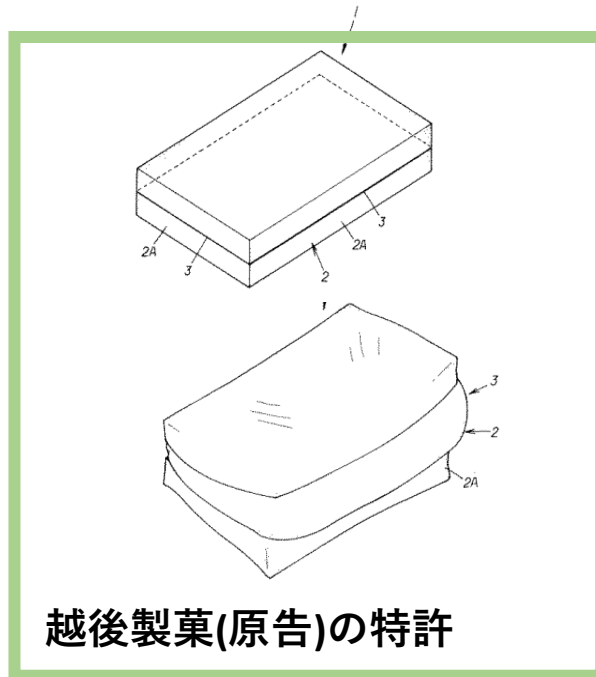
事前調査と侵害予防

事件名：平成23年(ネ) 第1002号 特許権侵害差止等請求事件

裁判所：知的財産高等裁判所

主文概要：

1. 判決の目録に記載された商品(切り餅)の製造、販売等の禁止
2. 上記商品(切り餅) に切り込みを入れる機会装置の廃棄
3. 佐藤食品は越後製菓に8億275万円支払え



特許第4111382号「餅」

特許請求の範囲

【請求項 1】

A. 焼き網に載置して焼き上げて食する輪郭形状が方形の小片餅体である切餅の

B. **載置底面又は平坦上面ではなく**この小片餅体の上側表面部の立直側面である側周表面に、この立直側面に沿う方向を周方向としてこの周方向に長さを有する一若しくは複数の切り込み部又は溝部を設け、

．．．．．ように構成したことを特徴とする餅

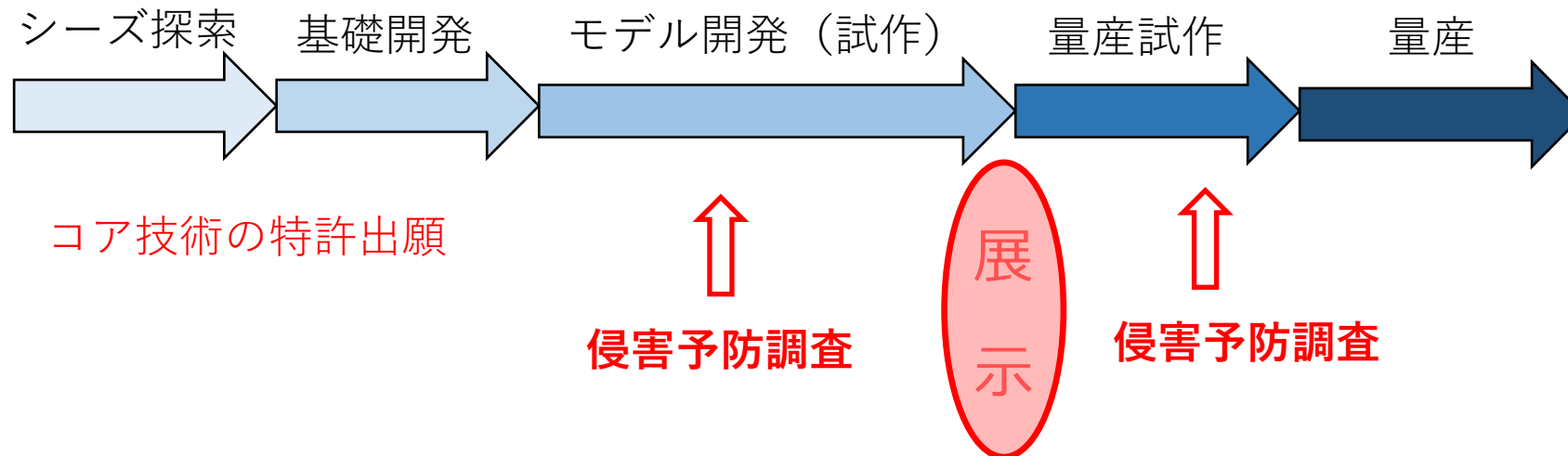
“載置底面又は平坦上面ではなく”の意味の解釈について焦点となった。

1. 底面及び上面を除外
2. 底面及び上面は関係なく側面にはあることを強調

判決は、底面及び上面の切り込み部ではなく、側面に切り込み部が存在することが要件と解釈され佐藤食品工業が敗訴した。

侵害予防調査とは、製品販売の前にその製品が他人の知的財産権（特許）を侵害する恐れがないかの調査をいう
パテントクリアランス、FTO（Freedom to Operate）調査
抵触性調査ともいう

どのようなタイミングで、調査が必要か？



展示会の前になぜ侵害予防調査が必要なのか？

業（ビジネス）として、譲渡（販売）等のための展示をした場合、他人の特許権を侵害する可能性がある
そのため、侵害予防調査を行う必要がある

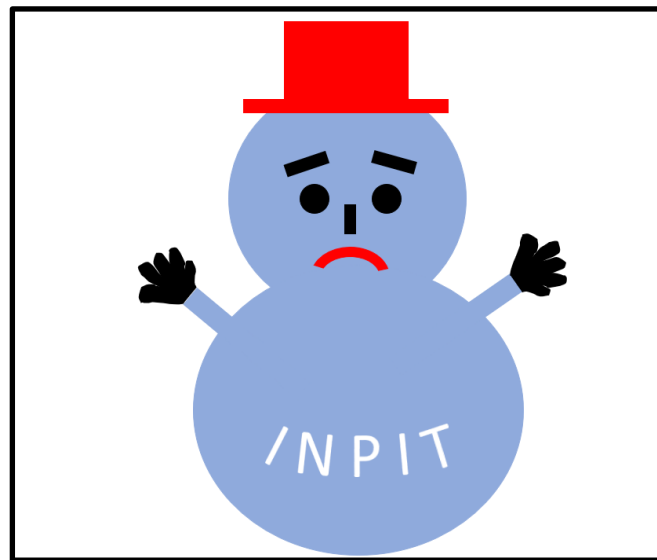
どのような観点・方法で調査がするのか？

- 調査範囲 ⇒ 権利範囲（特許（登録された公報）請求の範囲）
※ 海外特許を含めることも必要
- 観点 ⇒ 見逃しのないように（漏れのないように）、広い範囲で調査する。
専門家の活用も検討する。
- 調査作業 ⇒ J-PlatPatやWIPOのPATENTSCOPE等をデータベースを利用して調査する。
例 A：関係あり、Bグレー、C関係なし（ノイズ）に分類し、
AとBを精査をする

販売する前に自社特許以外の知的財産権（意匠権、商標権含む）を侵害していないか海外も含め充分調査する必要がある

特許権

他社の特許を利用して
いないか等販売前に侵
害予防調査を行う



『INPIT人形』はAI機能を含
む電子機器を内蔵してお
り、会話できる人形と仮定

意匠権

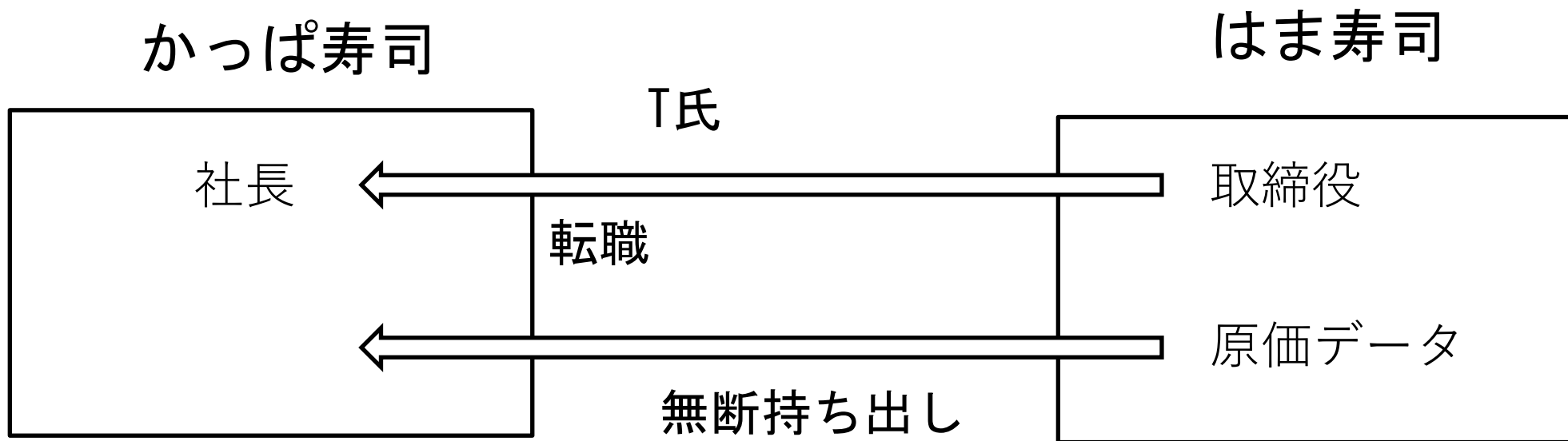
他社の登録意匠に類似
していないか等販売前
に侵害予防調査を行う

商標権

他社の登録商標に類似
していないか等販売前
に侵害予防調査を行う

3. 営業秘密 ノウハウ管理

回轉ずし大手「かっぱ寿司」を運営するカッパ・クリエイトのT社長が、競合他社の「はま寿司」の**営業秘密**を転職時に不正に取得したとして、**不正競争防止法**の疑いで警視庁に2022年9月30日逮捕された。
その後、2023年5月31日の判決で東京地裁は、**懲役3年、執行猶予4年、罰金200万円**の有罪判決を言い渡した。



不正競争防止法違反

2022年9月30日

各 位

会 社 名 カッパ・クリエイト株式会社
(コード番号 7421 東証プライム)
問 合 せ 先 取締役経営戦略本部長 久保田 令
(T E L 0 4 5 - 2 2 4 - 7 0 9 5)

当社役職員の逮捕について

本日、当社代表取締役社長の田邊公己及び社員1名が不正競争防止法違反の疑いがあるとして、警視庁により逮捕されました。この度の事態により関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

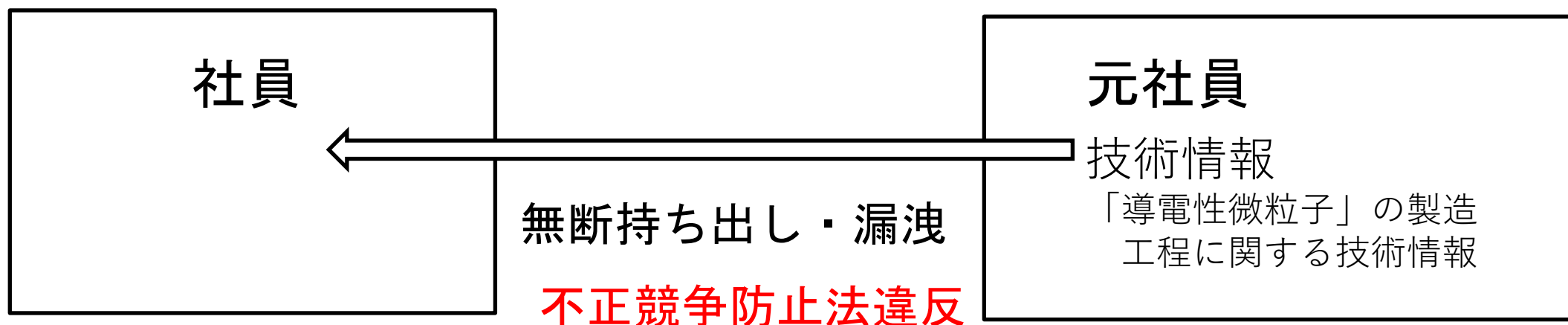
当社は、2021年7月5日付「当社役員に対する競合会社からの告訴について」においてお知らせしました通り、事案の解明に向けて関係当局による捜査に全面的に協力してまいります。

大手化学メーカー「積水化学工業」の元社員（懲戒解雇）の男は、2018～19年にスマートフォンの液晶パネルに関する技術情報を中国企業に漏らしたとして**不正競争防止法**違反の罪に問われた。

大阪地裁は2021年8月18日、この技術の情報をもとに中国企業側が商品を開発すれば、積水側に大きな影響を与えるおそれがあったと認定し、**男に懲役2年執行猶予4年、罰金100万円**を言い渡した。

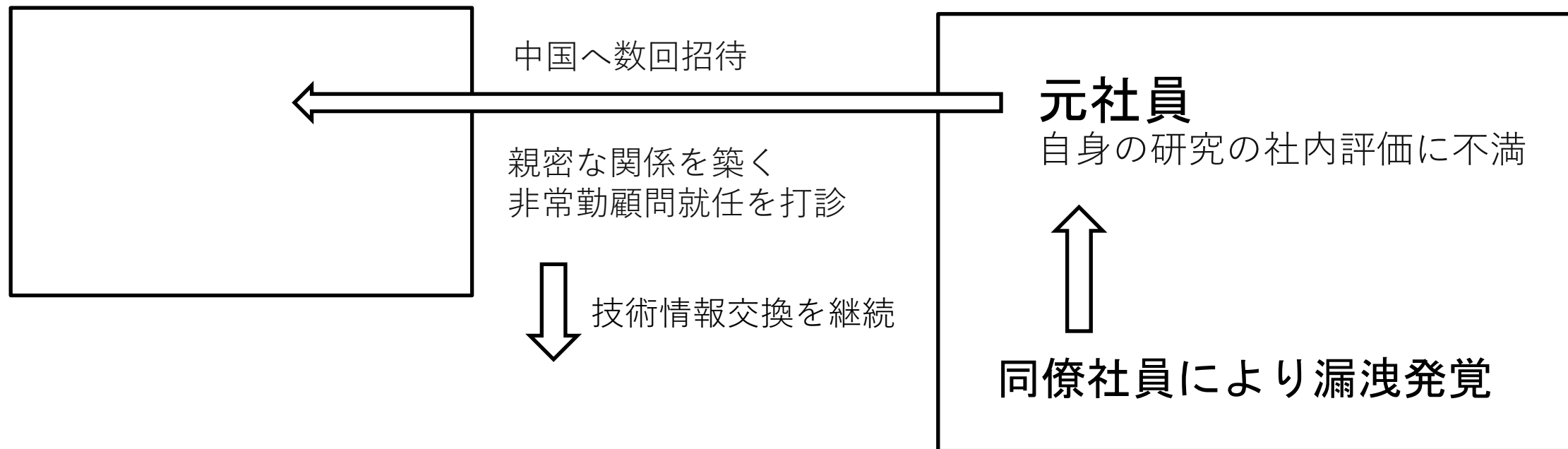
中国企業（潮州三環グループ）

積水化学工業



中国企業（潮州三環グループ）

積水化学工業



会社として営業秘密を守るために

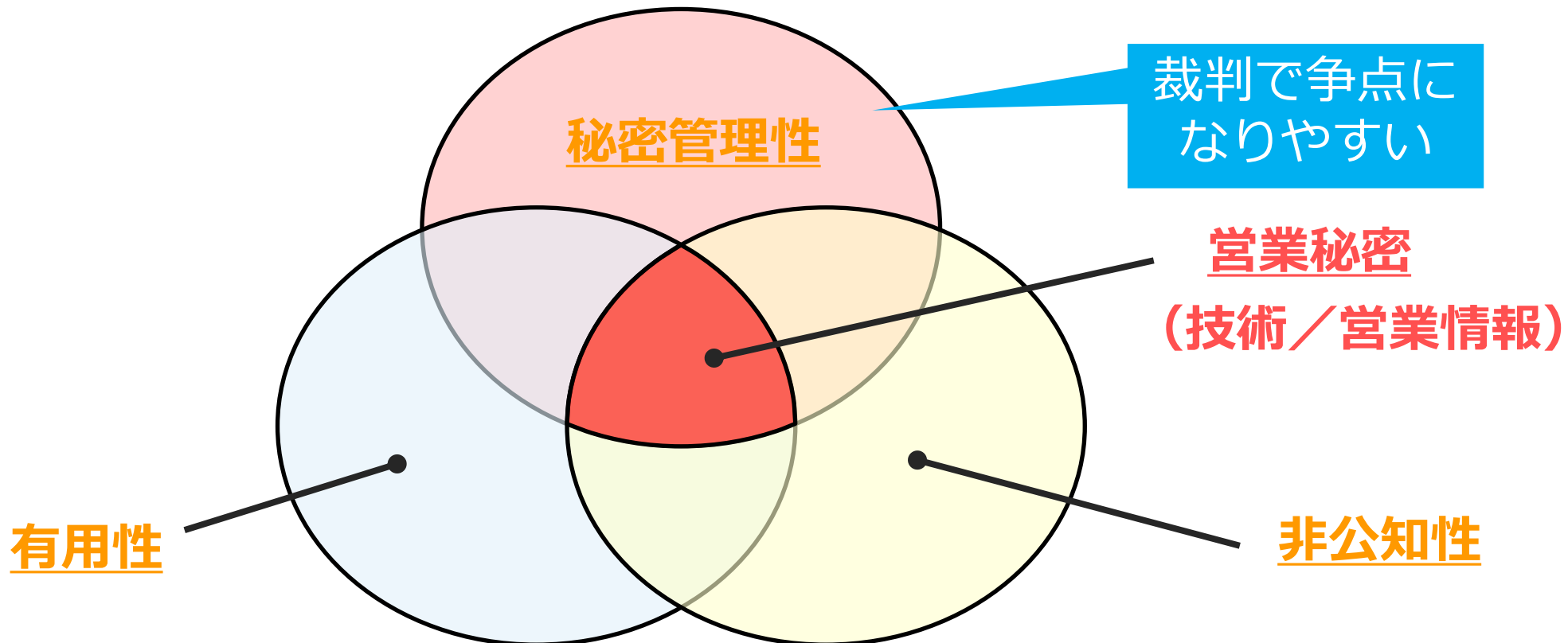
①アクセス権の管理等の情報管理の徹底、仕組みの構築

②社内教育

が重要

秘密として管理されている生産方法、販売方法
その他の**事業活動に有用な**技術上又は営業上の情報で
あって、**公然と知られていない**ものをいう。

(不正競争防止法 第2条第6項)



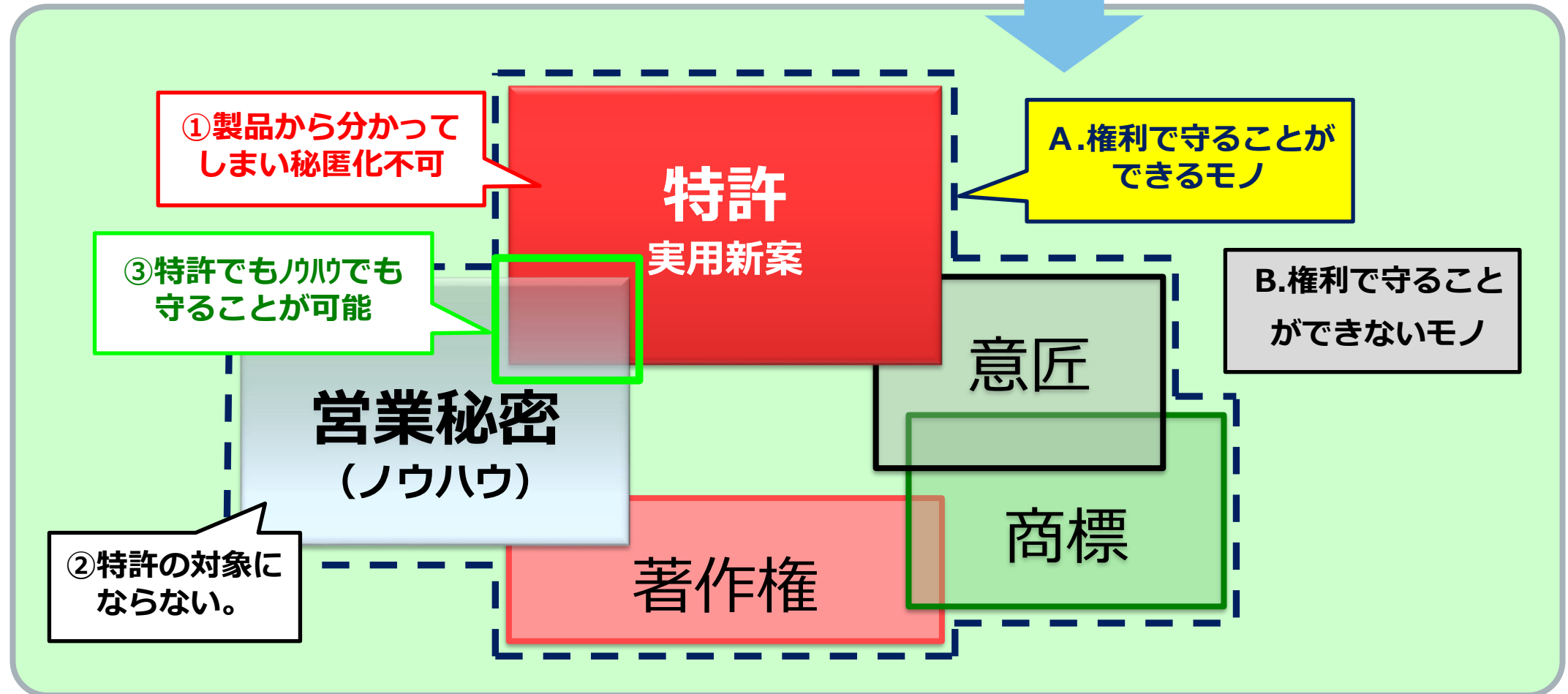
ビジネスにおける知財の位置付け

自社の強み

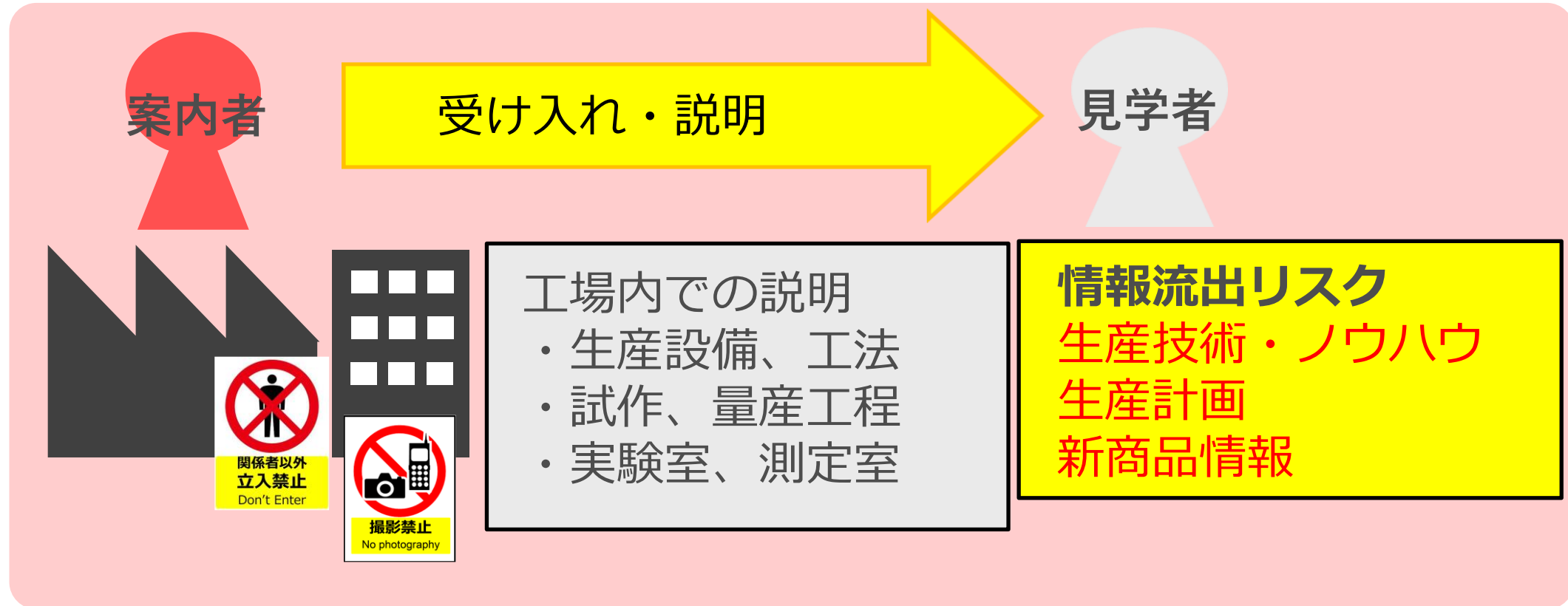
取引先に提供できる**ビジネス上の価値**
ex. 品質、性能、コスト、スピード、信頼など

強みの源泉

技術、技能、創作、ブランド、
蓄積された知見や情報



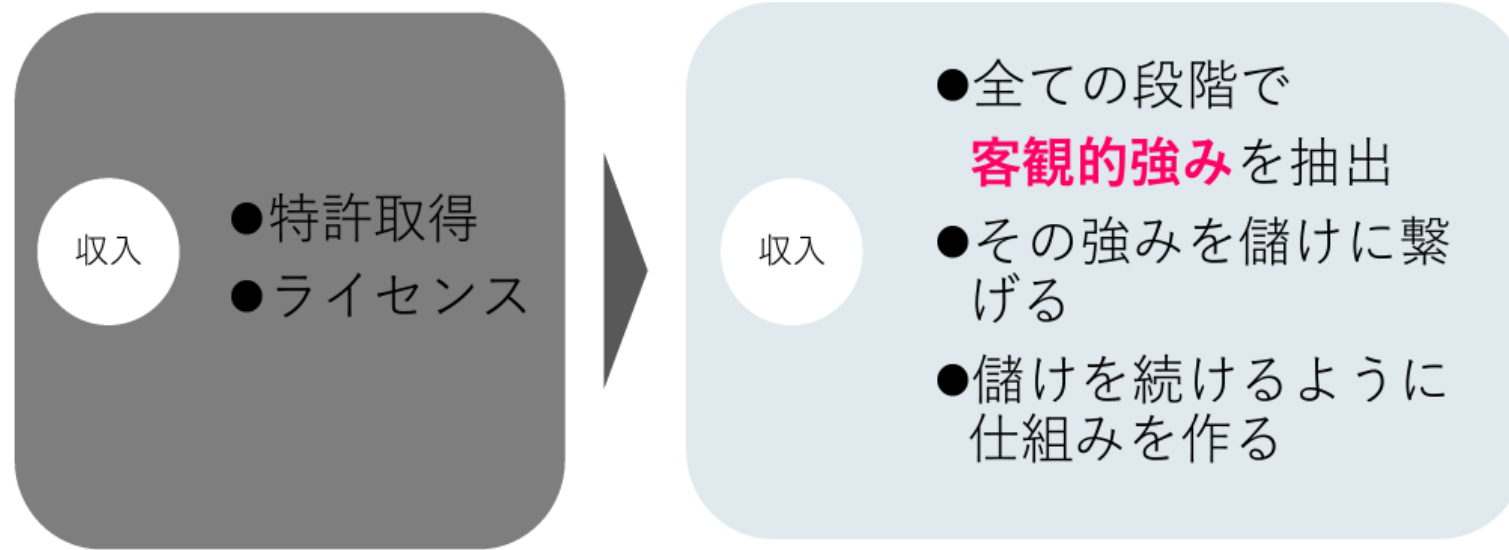
		オープン&クローズ戦略の観点	
		オープン	クローズ
公開	<p>排他独占権を取得せず 公知化し参入を歓迎</p>	<p>特許権などの排他独占権を 取得し、他社の参入を 徹底排除</p>	
	<p>排他独占権は取得するが 積極的にライセンス</p>		
秘匿	<p>連携・共同でビジネスを実施する 相手のみに開示する。 NDA締結が必須。</p>	<p>特許化しない、NDA締結でも 開示せずに自社のみが実施、 保有（モノ、情報など）。 他社が特許取得、情報流出 リスクへの対策が必須。</p>	



防ぐには...

- ・ 秘密保持誓約書の取得・見学ルートを限定
- ・ 立入禁止、撮影禁止等の掲示、生産計画等を掲示しない。過剰説明をしない。
- ・ 専用設備や他社製品生産ラインを隠す。

4. 知財力を活かして未来に繋ぐ



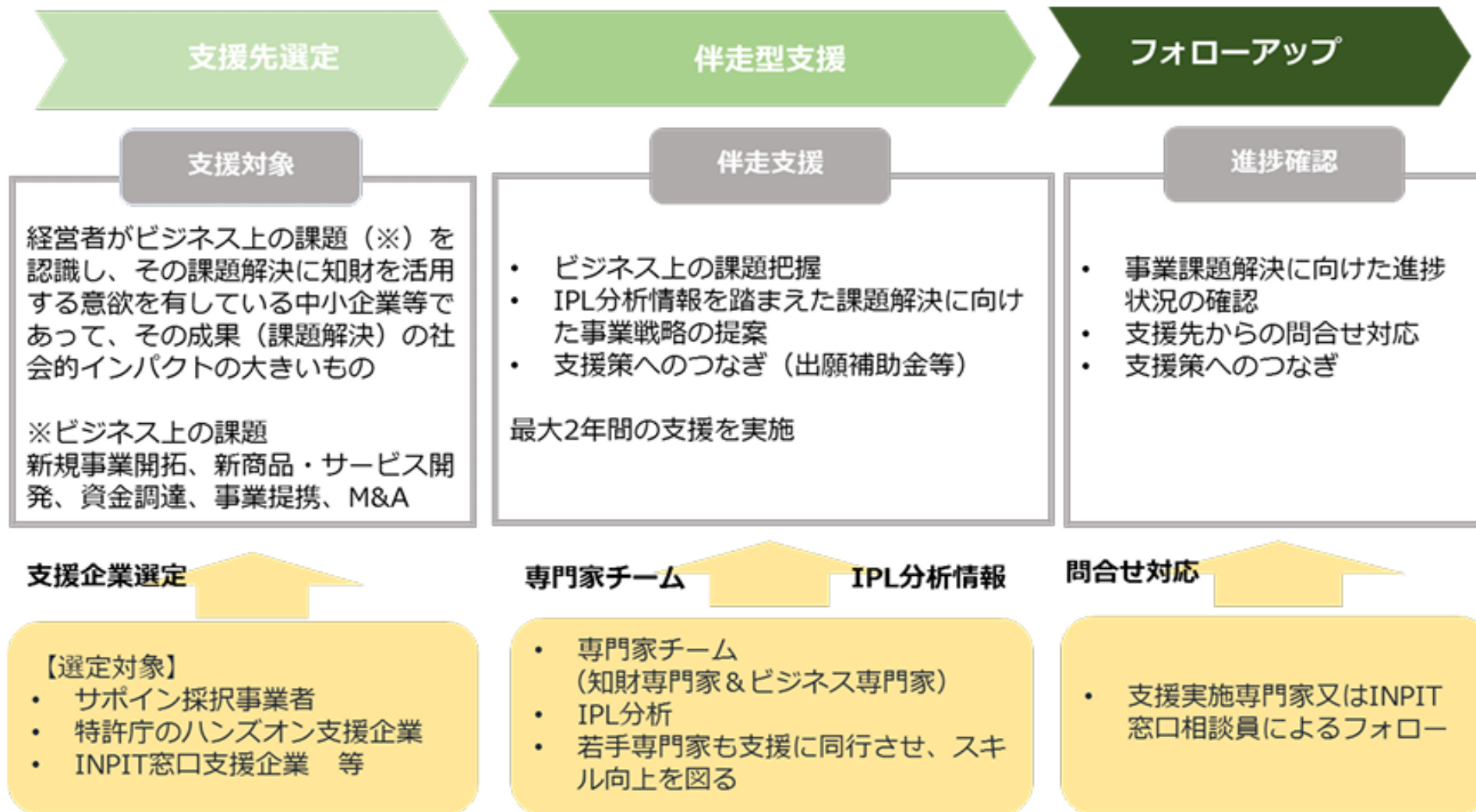
**事業化に向けて
知財力の活用を！**

知的財産の活用による社会課題解決の実現（経産省・特許庁）

2023年度	2024年度	2025年度
社会課題解決に取り組むスタートアップ企業、非営利法人、個人等への伴走支援／事例創出、知見・ノウハウ蓄積		・プロジェクトの実施による知財活用事例等の展示・実演等 ・関係団体と連携した、社会課題解決に向けた知財活用等に関する展示や国際フォーラム等の開催
プロジェクト関係者等からなるコミュニティ構築に向けた検討・実証に加え、伴走支援の知見等を踏まえた支援人材育成		
万博等に向けた情報発信の検討・整理・実施	万博等に向けた情報発信の実証	

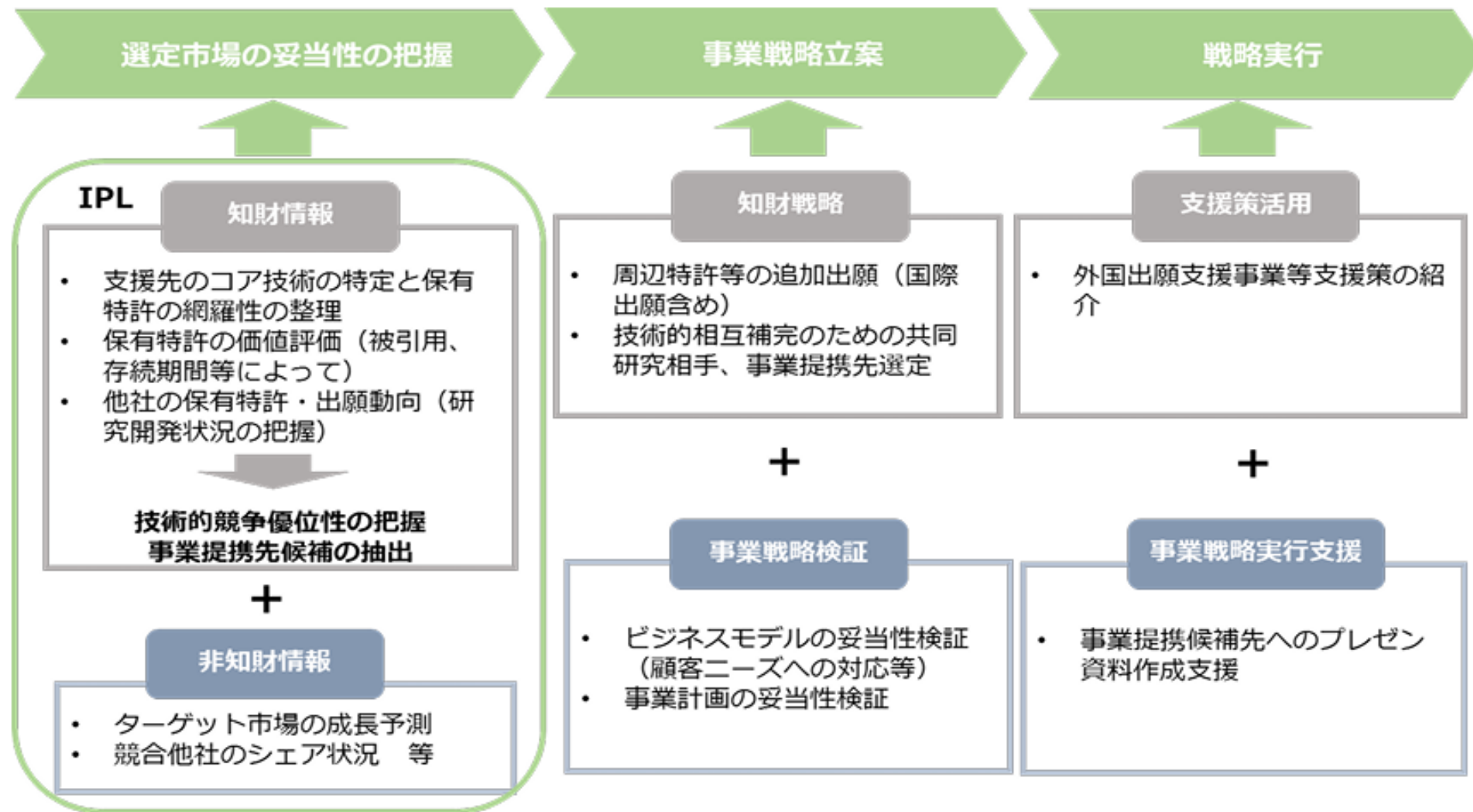
INPITの支援例（加速的支援）

ご活用ください！



INPITの支援例（IPランドスケープ支援）

ご活用ください！



5. まとめ

- ①知財権利取得は商売上重要
知財権利（特許・意匠・商標）は**先行して取得**すること
- ②発明が完成した時は、出願までは、**他人に言わない、見せない**を確実に行うこと。
- ③国内・海外での生産販売では、当該国の知的財産を
事前に十分調査すること
- ④万博に向けて、知財を活用し未来（ビジネス）に繋げる！

知財戦略エキスパートによる相談支援
(関西知財戦略支援専門窓口)

知的財産活動を総合的にサポートします

事業概要

- ・ **近畿地域の中堅・中小・スタートアップ**企業を対象
 - ①海外展開（「輸出・越境eコマース」「原材料・部品の調達」「組立・製造委託」「海外事業拠点の構築」等）を目指す企業
 - ②「営業秘密の適切な管理体制の構築・運用」を目指す企業
- ・ **知財の観点から総合的な支援・サービスを無料**で提供します。
- ・ 企業に**出張訪問**して助言や支援を行います。
- ・ 近畿地域の各府県に設置している「INPIT知財総合支援窓口」の相談支援担当者と連携して、海外及び国内における「**ビジネス・知財総合戦略**」に精通している**専門家（知財戦略エキスパート）**が支援します。

お問い合わせ

機関名：独立行政法人工業所有権情報・研修館
部署名：近畿統括本部 事業推進部
連絡先：06-6147-2811（メール）ip-js01@inpit.go.jp

(オンラインによる企業支援の様子)



(知財戦略エキスパートによる講演の様子)



事業ホームページ
URL・QRコード

